

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 令和 4 年 12 月 8 日 4 環バ第 245 号
最終改正 令和 5 年 12 月 4 日 5 環バ第 284 号

(趣旨)

第 1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、国際情勢の不安定化を背景とした燃油や化学肥料をはじめとする生産資材の高騰などの課題に直面している。加えて、SDGs や環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するべく、本要綱を制定し、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（以下「交付金」という。）により、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第 2 交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 交付金は、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業の実施に関して必要な事項は、第5から第31までに定めるもののほか、次の第1号から第7号までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 有機農業産地づくり推進事業 別記1
- (2) 有機転換推進事業 別記2
- (3) グリーンな栽培体系への転換サポート 別記3
- (4) SDGs 対応型施設園芸確立 別記4
- (5) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消の推進 別記5
- (6) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消施設整備 別記6-1及び別記6-3
- (7) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策 別記6-2及び別記6-3

(事業の実施)

第5 事業実施主体は、それぞれの別記に定めるところにより、本事業の具体的な成果目標を定めるものとする。

- 2 事業実施主体は、第5に掲げる事業ごとに別紙様式第1号から第7号により事業実施計画書を作成し都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から前項により提出のあった事業実施計画書及び自らが前項の規定により作成した事業実施計画書を第8第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。なお、都道府県知事は、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）の求めに応じて、事業実施計画書を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。
- 4 事業の採択基準については、次に定めるもののほか、それぞれの別記に定めるものとする。
 - (1) 事業実施計画が、環境負荷の低減に資するものであること。
 - (2) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
 - (3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。

- (6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
 - (7) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
 - (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
- 5 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 6 第4第1項第6号及び第7号に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、それぞれの別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第7 交付金は、別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでな

い。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第11 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、別記様式第2号により、その理由を明記したみどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 都道府県は、第1項ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

(申請の取下げ)

第12 都道府県知事は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第13 都道府県知事は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促

進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第 14 都道府県知事は、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更の手續にあつては、第 5 に準じて行うものとする。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

（2）交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除く。

（3）交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第 17 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第 18 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別

記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、当該協議の内容の範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付金事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事は、交付金事業が完了したとき（第15第1項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を

別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第21 地方農政局長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のあった日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第22 都道府県知事は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第23 地方農政局長等は、第15第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 都道府県知事が、交付金を当該交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書きの場合を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第24 都道府県知事は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保

に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

第26 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(交付金調書)

第27 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金を交付する際に付すべき条件)

第28 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の第7、第13、第15から第18まで、第20、第22から第24まで、第26及び第27に準ずる条件並びに次の第1号から第3号までに掲げる条件を、地方公共団体以外の事業実施主体に交付するときは、本要綱の第7、第15から第18まで、第20、第22から第24まで及び第26に準ずる条件並びに次の第1号から第3号までに掲げる条件を、地方公共団体である事業実施主体が更

に地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、この要綱の第7、第15から第18まで、第20から第24まで及び第26から第28まで並びに次の第1号から第3号まで及び次項から第8項までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接交付金事業に

係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

- 4 都道府県知事は、事業実施主体が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 10 第 1 項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 6 都道府県知事は、第 1 項第 3 号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第 29 都道府県以外の事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、それぞれの別記に定める当該年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第 30 第 1 項の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れているものと判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成し、第 1 項の規定により都道府県知事以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の 9 月末までに、

地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

(1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

(2) 地方農政局長等は、前号に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の12月末までに第4第1項第5号から第7号に掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第1項第1号から第4号に掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項に定める報告の他、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(事業の評価)

第30 都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して別紙様式第11号-1により改善計画を提出させ、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成し、第1項の規定により都道府県知事以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、前項の規定による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、別紙様式第11号-2により併せて報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

(1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局による検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長は、前号の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

- (3) 第1号による評価及び前号による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の12月末までに第4第5号から第7号に掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第1号、第2号及び第4号に掲げる事業については農産局長に、別紙様式第12号によりそれぞれ報告するものとする。

(指導等)

第31 国及び都道府県知事が行う指導等については、それぞれの別記により行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第32 交付対象事業者は、第8第1項の規定による交付申請、第15第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第18の規定による状況報告、第19の規定による概算払請求、第20第1項の規定による実績報告及び第20第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法により行うことができる。
- 4 交付対象事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 前項による廃止前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱及び

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱に基づく事業については、
なお従前の例による。

附 則（令和5年12月4日5環バ第284号）

- 1 この通知は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表（第6、第7、第16関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（推進事業）	1 有機農業産地づくり推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 都道府県推進	定額 定額※ 定額※ 定額 ※機械リースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の30%を超える減 5 成果目
	2 有機転換推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	定額 定額		

	<p>3 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア メタン発酵バイオ液肥等の利用促進</p> <p>イ バイオ液肥散布車の導入</p>	<p>定額</p> <p>2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>標の変更</p>
	<p>4 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業）</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 原材料等調達の安定・強化</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良</p> <p>ウ 事業成果の情報発信</p>	<p>定額※</p> <p>定額※</p> <p>定額※</p> <p>※機械等のリースについては2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減</p>	
<p>2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（技術開発推進事</p>	<p>1 グリーンな栽培体系への転換サポート</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア グリーンな栽培体系の検討</p> <p>イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入</p> <p>ウ 消費者理解の醸成</p>	<p>定額</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は交</p>

業)	<p>2 SDG s 対応型施設園芸確立 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア SDG s 対応型産地づくりに向けた検討会の開催</p> <p>イ マニュアル作成・情報発信</p> <p>ウ 環境影響評価の実施</p> <p>エ 新技術による栽培実証</p> <p>オ 省エネ機器設備・資材等による加温体系実証</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるウからオまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>付金等の増</p> <p>4 事業費又は交付金等の30%を超える減</p> <p>5 成果目標の変更</p>
3 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金(整備事業)	<p>1 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消施設整備 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 建設工事費</p> <p>イ 製造請負工事費</p> <p>ウ 機械器具費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p>
	<p>2 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策(整備事業) 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 工事費</p> <p>イ 機械器具費</p> <p>ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>4 事業費の30%を超える増又は交付金等の増</p> <p>5 事業費又は交付金等の30%を超える減</p> <p>6 成果目標の変更</p>

(注) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(別記)

- ・別記1 有機農業産地づくり推進事業
- ・別記2 有機転換推進事業
- ・別記3 グリーンな栽培体系への転換サポート
- ・別記4 SDGs 対応型施設園芸確立
- ・別記5 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消の推進
- ・別記6-1 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消施設整備
- ・別記6-2 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
- ・別記6-3 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い

(別記様式)

- ・別記様式第1号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付申請書
- ・別記様式第1号 交付申請書様式A
- ・別記様式第1号 交付申請書様式B
- ・別記様式第1号 交付申請書様式C
- ・別記様式第2号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付決定前着手届
- ・別記様式第3号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金変更等承認申請書
- ・別記様式第4号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金遅延届出書
- ・別記様式第5号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第6号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金概算払請求書
- ・別記様式第7号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実績報告書
- ・別記様式第7号 実績報告書様式A
- ・別記様式第7号 実績報告書様式B
- ・別記様式第7号 実績報告書様式C
- ・別記様式第7号 実績報告書様式D

- ・別記様式第 8 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（○○○○○○事業）年度終了実績報告書
- ・別記様式第 9 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の消費税仕入控除税額報告書
- ・別記様式第 10 号 財産管理台帳
- ・別記様式第 11 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金調査書
- ・別記様式第 12 号 契約に係る指名停止等に関する申立書

(別紙様式)

- ・別紙様式第 1 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機農業産地づくり推進事業）事業実施計画書（別記 1）
- ・別紙様式第 2 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機転換推進事業）事業実施計画書（別記 2）
- ・別紙様式第 3 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）事業実施計画書（別記 3）
- ・別紙様式第 4 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（SDGs 対応型施設園芸確立）事業実施計画書（別記 4）
- ・別紙様式第 5 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進）事業実施計画書（別記 5）
- ・別紙様式第 6 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備）事業実施計画書（別記 6-1）
- ・別紙様式第 7 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策）事業実施計画書（別記 6-2）
- ・別紙様式第 8 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の特認団体認定申請書（共通）
- ・別紙様式第 9 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における特認団体に係る認定協議（共通）
- ・別紙様式第 10 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業実施状況報告及び評価報告（共通）
- ・別紙様式第 11 号-1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における改善計画について（共通）
- ・別紙様式第 11 号-2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の評価結果に係る改善措置について（共通）

- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業評価における報告書（共通）
- ・別紙様式第 13 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策に関する交付金支払確認書（別記 5）
- ・別紙様式第 14 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマス地産地消施設整備に関する費用効果分析（投資効率）（別記 6-1）
- ・別紙様式第 14 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策に関する費用効果分析（投資効率）（別記 6-2）
- ・別紙様式第 15 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関する入札結果報告・着手届（別記 6-3）
- ・別紙様式第 16 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関するしゅん功届（別記 6-3）
- ・別紙様式第 17 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記 6-3）
- ・別紙様式第 18 号-1 有機転換推進事業交付申請書（別記 2）
- ・別紙様式第 18 号-2 有機転換推進事業交付申請書（有機栽培管理シート）（別記 2）
- ・別紙様式第 18 号-3 有機転換推進事業交付申請書（有機転換チェックシート）（別記 2）
- ・別紙様式第 19 号 自家加工販売（直売所等での販売）計画書（別記 2）